



## 事 業 概 要

名 称 一般社団法人長崎県産業資源循環協会  
所 在 地 〒850-0874 長崎市魚の町1番23号(フォーレ長崎105号)  
Tel 095-832-8620 FAX 095-823-4470  
創 立 昭和61年7月30日(任意団体)  
設 立 昭和63年11月1日(社団法人)  
移行認可 平成25年4月1日(一般社団法人)  
名称変更 平成30年6月8日(長崎県産業資源循環協会)  
目 的 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、研修、相談指導及び普及啓発等の事業を行い、もって県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

### 事業内容

1. 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する調査研究
2. 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する講習会、研修会等の実施
3. 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する相談指導及び情報提供
4. 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する普及啓発
5. 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する行政機関及び関係機関との連携
6. 不法投棄及び不適正処理の防止に関する事業
7. 災害廃棄物処理支援に関する事業
8. その他本法人の目的を達成するための必要な事業

### 関連組織（団体）

1. 公益社団法人全国産業資源循環連合会
2. 各都道府県産業資源循環協会
3. 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

### 会員の構成

1. 正 会 員：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長崎県知事、長崎市及び佐世保市の許可を受けた産業廃棄物処理業者で、この法人の目的に賛同して入会したもの
2. 賛助会員：産業廃棄物排出事業者、その他関連業者(前号を除く)で、この法人の目的に賛同して入会したもの
3. 特別会員：この法人に功労があった者及び学識経験者等

## 一般社団法人長崎県産業資源循環協会入会規程

- 第1条 この規程は、定款第5条に定める入会資格を有するものが、第6条の規定により入会する場合の手続き等について定める。
- 第2条 本会に入会を希望するものは、本会所定の入会申込書等及び許可証等の写しを添えて、各支部長に提出するものとする。
- 第3条 前条の入会申込書等は、事務局に常備し、入会希望者より提出された記載済の入会申込書等も、事務局において厳重に保管するものとする。
- 第4条 各支部長は、入会申込書等の提出を受けた場合は、入会申込書等を速やかに審査し、推薦書を添えて会長に提出する。会長は理事会にこれを諮り速やかにその諾否を決定し、その結果を入会希望者に通知するものとする。
- 第5条 理事会は提出された入会申込書等に不備や虚偽の記載がない場合、または入会を拒否する相当な理由がある場合を除いて、入会を拒否することはできない。
- 第6条 理事会において、入会の承諾を受けた申込者は、一ヶ月以内に入会金・会費12ヶ月分を納入しなければならない。入会金・会費の納入をもって、入会手続きを完了したものとする。
- 第7条 許可証に期限が付してある場合、客観的に見て許可の更新が困難であると推量されるときは、許可の期限を限度として入会を認める場合がある。
- 第8条 定款第9条により本会を除名された会員の再入会は認めない。
- 第9条 この規程に定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会において審議決定する。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 第11条 この規程は、一般社団法人長崎県産業廃棄物協会の設立登記のあった日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年1月1日より改定施行する。
  - 3 この規程は、平成30年7月12日より改定施行し、平成30年6月8日から適用する。

# 一般社団法人長崎県産業資源循環協会会費規程

この規程は、定款7条の規程に基づき定める。

(入会金)

第1条 入会金は次のとおりとする。

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 正会員 (産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理許可業者) | 50,000円 |
| (2) 賛助会員                         | 50,000円 |

(会費)

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員	収集運搬業のみ	月額	7,500円
	処分業	月額	12,500円
賛助会員		月額	5,000円

(臨時会費)

第3条 理事会において、会務の執行上臨時に資金を必要とすると認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

(入会金及び会費の納入)

第4条 新たに会員になろうとする者は、入会時において、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の納入方法)

第5条 会費は半期ごとに上期分は、6月末日迄に下期分は12月末日迄に納入しなければならない。

2. 退会しようとする時は、前項の規定にかかわらず、退会しようとする月までに会費を納入するものとする。

(会費の請求)

第6条 会費の請求は上期分の請求を毎年4月、下期分の請求を10月に行うものとする。

2. 新規加入会員には1ヶ年後の前項該当月に差額のみ請求を行うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、一般社団法人長崎県産業廃棄物協会の設立登記のあった日から施行する。

この規程は、平成30年6月8日から施行する。